

南長崎スポーツセンター会則

第1条 定義

本会則によって定める条項は、「南長崎スポーツセンター ジュニア陸上教室【MINAMI NAGASAKI SPRINT SCHOOL】」（以下教室という）の会員ならびに教室に入会しようとする方、及び保護者に適用します。

第2条 目的

本教室の目的は心身の健康維持とすこやかな育成を図ることとします。

第3条 運営・管理

本施設は指定管理者アシックス・ハリマ・日本水泳振興会共同事業体（以下事業体という）が運営・管理を行います。

第4条 会員

会員種別・クラスで契約し、契約に沿ったクラスを受講することができます。

第5条 入会資格

本教室の会員に入会の資格を有する者は満10歳以上満18歳以下の者で、本人ならびに親権者が本施設の趣旨に賛同し、本会則を同意した者としてします。また、スポーツを行うに適した健康状態であり、本施設の必要とする書類を提出し所定の料金等を納入し、本施設が入会を認めた者としてします。

第6条 入会手続き

教室に入会しようとする者は、本人並びに保護者が本規約を承認の上、所定の申込手続きを行い、所定の料金を納入しなければなりません。

第7条 諸手続き

- ①会員は諸手続きした内容に変更があった時は、速やかに変更手続きを行っていただきます。
- ②本施設より会員宛てに通知する場合は、会員から届出のあった最新の住所並びにご登録頂いたメールアドレス宛に行い、通知の送付をもって通知の効力を有するものとします。

第8条 諸会費・諸料金等の支払い

- ①会員は本施設が定めた月会費・諸料金を所定の方法で所定の期日までに支払わなければなりません。
- ②月会費・諸料金の金額、支払期日、支払方法は本施設がこれを定めます。
- ③本施設は、運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは月会費・諸料金の金額を変更することができ、館内掲示板等において告示するものとします。

第9条 会費

第8条における月会費・諸料金は次のとおりとします。（全て税込み） ※区内とは、在住者の方のみになります。

コース	区内	区外
ビギナーコース（初心者）	6,000円/月	7,000円/月
アスリートコース（競技者）	6,000円/月	7,000円/月

第10条 休会・退会及び時間変更・振替手続き

- ①休会・退会及び時間変更の手続きの申請をする場合には、必ず保護者が所定の用紙にて手続き完了しなければなりません。電話、FAX、電子メール及び代理人による申請は受けられません。ただし代理人申請については本施設が承認した場合は、この限りではありません。
- ②申請は休会・退会する月の前月10日までとします。時間変更も前月の10日前までとします。ただし、合格に伴う変更につきましてはこの限りではありません。また、教室の参加状況によって時間変更ができない場合があります。
- ③休会期間は最大3ヶ月とします。
- ④月初めより1ヶ月間ご利用が無く、翌月10日までに休会を申請していない場合は、退会扱いとさせていただきます。
- ⑤月に1回振替が可能です。受講日の前日夜8時までに当スポーツセンター1階受付で申請いただくか、お電話にて申請ください。

第11条 納期退会

会員の都合により会費が口座から引き落としができない場合は、会員または保護者に連絡し、会費をお支払いいただきますが、応じない場合は退会扱いとさせていただきます。

第12条 会員資格の譲渡

会員は如何なる場合でも、その会員資格を他に譲渡することはできません。

第13条 会員資格停止及び除名

本施設は次のいずれかに該当する会員に対し催告をなしに、その会員資格を停止もしくは除名することができます。ただし、除名以前の月会費・諸料金は、利用回数等の如何に関わらず本施設に支払わなければなりません。

- ①施設の名譽を傷つけ、または秩序を乱す行為があった時。
- ②保護者が暴力団関係者と本施設が認めた時。
- ③本施設及びその他事業体の定める諸規則に違反した時。
- ④第5条にあたる事項を偽って入会した時。
- ⑤第10条にあたる事項に該当した時。その他本施設が資格の停止もしくは除名を妥当と認めた時。

第14条 会員資格の喪失

会員は退会、除名、死亡及び失踪宣言を受けたとき、本施設を閉業した時にその資格を失います。

第15条 会員証

本施設は会員に対して会員証を交付します。会員は本施設を利用する時は、会員証を提示しなければなりません。

第16条 諸規則の厳守

会員は本施設の利用に際して、本会則及び諸規則・注意事項を厳守し本施設内では係員の指示に従っていただきます。

第17条 利用禁止

本施設は、会員が以下の項目に該当する場合、その会員の本施設への入場の禁止及び退場を命じることができます。

- ①伝染病・その他、他人に伝染・感染する疾病を有する方。
- ②他の施設利用者に迷惑をかけると判断される時。
- ③施設の名誉を傷つけ、または秩序を乱す行為があった時。
- ④親権者が暴力団関係者と本施設が認めた時。
- ⑤本施設及びその他会社の定める諸規則に違反した時。
- ⑥第5条にあたる事項を偽って入会した時。
- ⑦第10条にあたる事項に該当した時。その他本施設が資格の停止もしくは除名を妥当と認めた時。

第18条 損害賠償

- ①会員は自己の責任と危険負担において、本施設を利用するものとします。
- ②本施設の利用に際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故については、本施設は一切損害賠償の責を負いません。但し、本施設の故意又は重大な過失があった場合は、この限りではありません。
- ③会員が本施設利用に際して、本施設又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責を任じるものとします。

第19条 禁止事項

- ①許可なく館内を撮影すること。
- ②物品の売買や思想等の紹介など営業行為や勧誘をすること。
- ③他人を中傷すること。
- ④他人に対する暴力行為・威嚇行為。
- ⑤痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
- ⑥施設への落書き、破壊行為。
- ⑦危険物を館内に持ち込むこと。
- ⑧その他、本施設で認めた場合。

第20条 施設利用制限

本施設は次の事由により、本施設の一部または全部を一時的に閉鎖することができます。この場合は特別振替にて対応するものとする。

- ①気象・災害・事故等による時。
- ②施設の改造または補修のとき。
- ③その他、やむを得ない事由が発生したとき。
- ④その他、運営が困難と判断したとき。

第21条 個人情報保護について

(1) 個人情報とは

氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の情報により、特定の個人を識別できる情報を指します。

(2) 個人情報の適切な取得

当施設では必要に応じて、個人情報をお伺いすることがございます。その場合、その利用目的を明確にするとともに、当該利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報の収集、処理、その他の個人情報の取り扱いを行います。

利用目的

- ①当施設のサービス・開催イベント・休館日等各種お知らせ及び送付のため
- ②会費のご請求に関するお知らせ及び送付のため
- ③市場調査、利用状況調査、会員管理を行うため
- ④運動指導や会員の方の安全管理のため

(3) 利用目的による制限

個人情報は、あらかじめ通知または公表した利用目的以外に使用することはありません。

(4) 個人情報の管理

お客様からお預かりした個人情報は、理論上不正アクセスできないサーバー、もしくは、管理制限をもった担当者が厳重に管理し、漏えい、改ざん、紛失等がないように、適正かつ合理的な安全対策を実施し、個人情報の保護に努めます。

(5) 個人情報の第三者提供について

お客様の承諾を得た場合及び法令に定められた場合を除き、第三者の開示、または提示は致しません。

(6) 個人情報の開示・削除・変更等の請求

お客様からお預かりした個人情報をご本人が開示を求められる場合、合理的な範囲で当施設が定めた手続きに従って対応致します。

また、ご本人から個人情報の変更もしくは削除のお求めがあった場合、ご本人の意思を尊重し、合理的な範囲で編集・削除の作業を行います。

(7) 個人情報保護方針の継続的改善

当施設が保有する個人情報に関して適用される法令、国が定める方針その他の模範を遵守するとともに、個人情報の保護を徹底するためにプログラムの見直し、改善をしていきます。

第22条 保険

- 保険名称 : 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 賠償責任保険
- 補償内容 : 賠償責任事故 対人 1名につき 2億円
1事故につき 4億円
対物 1事故につき 500万円

第23条 改正

本会則の変更は本施設の定めるところによるものとし、その効力はすべて会員並びに保護者に及ぶものとします。

第24条 附則

本会則は2021年10月30日に制定し、これを施行いたします。